



平成 25 年 11 月 8 日

各 位

会 社 名 大和ハウス工業株式会社

(コード番号 1925 東証第一部)

代表者名 代表取締役社長 大野 直竹

問合せ先 経営管理本部 IR 室長 土田 耕一

電話番号 (06)6342-1400

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 8 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役に対し、下記のとおり中期インセンティブプランとしての新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社グループは、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 ヶ年を期間とする「大和ハウスグループ第 4 次中期経営計画」を策定し、本日公表いたしました。本新株予約権は、第 4 次中期経営計画における業績目標の達成ならびに持続的な企業価値向上を目指すにあたり、役職員の貢献意欲および士気を一層向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的とした中期インセンティブプランとして発行するものであります。

なお、本新株予約権は、「II. 新株予約権の発行要項 3. (6) 新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、当社の中期経営計画において、あらかじめ定める業績目標を達成した場合のみ権利行使を可能とするものであり、新株予約権の対象となる当社及び当社子会社の取締役、執行役員並びに従業員が業績目標に対してコミットメントを負う内容となっております。

当社は、第 4 次中期経営計画における投資計画について、戦略的な投資によって成長の加速化を目指す方針を決定し、平成 25 年 7 月に決議した新株式発行及び自己株式の処分により、138,228,160,000 円の資金調達を行いました。本インセンティブプランは、株主の皆様並びに当該資金調達に係る資金提供者への中期経営計画の業績目標達成のコミットメントであり、業績向上による利益還元の見点に加えて、株主資本の価値を向上させる見点をグループ役職員に明確に意識付けることで、団結して企業価値向上に取り組むものです。

当社の企業理念に基づくステークホルダーの皆様との「共創共生」をテーマに、一層の企業価値向上に努めてまいります。

なお、今回の新株予約権の発行は、発行済株式総数の 0.4%未満であり、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

26,200 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 2,620,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、1,600 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 1,891 円とする。

なお、当該金額は、発行価額等決定時の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の直近の終値 1,891 円と、当社が平成 25 年 7 月に実施した公募による新株式発行及び自己株式の処分の際しての発行価額である 1,791 円とを比較し、そのいずれかの金額の高い方を採用することによって、当該引受による株主の皆様との利益意識を共有することを考慮して決定している。

ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成28年5月1日から平成31年3月31日までとする。

ただし、当該権利行使開始日は、平成28年3月期決算短信公表日の翌営業日とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社が第4次中期経営計画に掲げる業績目標（下記イ．参照）に準じて設定された下記ロ．に掲げる条件を達成した場合にのみ、各権利者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を上記3．(3)の期間において行使することができる。

また、営業利益の判定においては、当社の決算短信に記載された同期の連結損益計算書を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の

概念に重要な変更があった場合には、会社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。

イ. 当社第4次中期経営計画に掲げる営業利益の計画数値

1)平成26年3月期 営業利益1,500億円

2)平成27年3月期 営業利益1,600億円

3)平成28年3月期 営業利益1,700億円

※3ヵ年累計の営業利益4,800億円

ロ. 本新株予約権の行使に際して定められる条件と行使可能割合

(a)平成26年3月期から平成28年3月期の営業利益の累計額が4,400億円を超過した場合

行使可能割合：30%

(b)平成26年3月期から平成28年3月期の営業利益の累計額が4,600億円を超過した場合

行使可能割合：60%

(c)平成26年3月期から平成28年3月期の営業利益の累計額が4,800億円を超過した場合

行使可能割合：100%

ただし、(a) (b) (c)のいずれの場合においても、平成26年3月期から平成28年3月期のいずれかの期の営業利益が、前期（平成25年3月期）の営業利益の実績である1,280億円を下回った場合、一切の行使は認められない。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員その他これに順ずる地位にあること、嘱託等の雇用契約が存在していること、あるいは当社または当社関係会社と顧問契約、アドバイザー契約等を締結していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、役職定年到達後の退職、キャリアデザイン支援制度等の会社が定める方法による退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権の一部行使は、その目的となる株式の数が当社の単元株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
- ⑥ その他権利行使の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の割当日

平成25年12月18日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.（1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.（3）に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.（4）に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.（6）に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 26 年 1 月 10 日

9. 申込期日

平成 25 年 12 月 4 日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	17 名	7,300 個
当社執行役員	28 名	4,200 個
当社従業員	164 名	8,200 個
当社子会社取締役	103 名	6,500 個

以上